平成２２年（フ）第９６１号
千葉県松戸市西馬橋幸町120番地　第２スカイハイツ601号
債務者　宮川　一男
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９７８号
千葉県流山市南流山３丁目１番地の８　テラス南流山５
債務者　岩上　國夫
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９７９号
千葉県松戸市西馬橋相川町50番地　コーポ染谷105号
債務者　榎本　淳子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９８８号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地44棟401号
債務者　佐藤　文子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９８９号
千葉県柏市新富町２丁目12番56号
債務者　藤井　眞充
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９９２号
千葉県松戸市八ケ崎緑町323番地の１　フォレスタ緑町101号
債務者　宮下　辰雄
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５号
千葉県柏市東１丁目２番24号　シティハイツ103号
債務者　四野見雄一
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１８号
千葉県松戸市高塚新田518番地の６　梨香台団地６棟602号室
債務者　坂口　　茂
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１１８５号
北九州市門司区東新町１丁目３番15―102号
債務者　藤原　末夫
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２６７号
北九州市小倉南区上吉田１丁目３番30号　サンパティーク202
債務者　山下友加理
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３７４号
北九州市戸畑区一枝１丁目２番25―411号
債務者　秋吉　博美（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４号
北九州市若松区青葉台南２丁目23番７号
債務者　宮本　豊茂
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５３５号
青森県上北郡東北町字寒水98番地
債務者　酒田　和子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６１４号
青森市金沢１丁目２番16号
債務者　原子　都子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３号
青森県弘前市大字松原東３丁目11番地20
債務者　古川　孝義
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３１６号
青森県八戸市大字尻内町字鴨ケ池107番地４
債務者　小笠原和美
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第８６３７号
大阪府池田市井口堂１丁目５番16号
債務者　足立　正富
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９００５号
大阪市東住吉区鷹合３丁目２番１―301号
債務者　深渡瀬二勇
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部